

Japanese College 福山 日本語教育課程等実施規則（学則）

令和8年4月1日策定

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、日本国内の専門学校への進学を希望する学生を対象とした日本語教育を行う。また、日本に対して理解の深い優秀な人材を育成することを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、『Japanese College 福山』と称する。

（課程）

第3条 本校には、進学2年コース、進学1年6か月コースを置く。

（所在地）

第4条 広島県福山市沖野上町2丁目6-31に置く。

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

（実施期間）

第5条 日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は、進学2年コースは4月1日から翌々年3月31日まで、進学1年6か月コースは10月1日から翌々年3月31日までとする。

（授業日数及び休業日）

第6条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日

三 各学期末の終始期における休業日

四 夏季休業（8月上旬～8月下旬）

五 秋季休業（9月下旬～10月上旬）

六 冬季休業（12月下旬から1月上旬）

七 春季休業（3月中旬～4月上旬）

八 ゴールデンウィーク（4月末から5月初旬）

3 校長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、校長は臨時の休業日を定めることができる。

（始業・就業時間）

第7条 本校の始業及び就業の時刻は、次のとおりとする。

・ 午前 9:00～12:10

・ 午後 13:00～16:10

（1コマ45分とする）

第3章 日本語教育課程

(日本語教育課程)

第8条 本校には、日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ以下に掲げるとおりとする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容定員数	教員数	授業科目	授業時数
進学2年コース	2年	B2	40人	4人	総合	984時間
					漢字	256時間
					書く	80時間
					読む	140時間
					聞く	140時間
進学1年6か月コース	1年6か月	B2	40人	5人	総合	748時間
					漢字	192時間
					書く	60時間
					読む	100時間
					聞く	100時間

(教育の提供方法)

第9条 本校は、学習者、関係行政機関その他の関係者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目を提供する。

2 コースの収容定員数は、前条の表に掲げる収容定員数の内数とする。

(クラス編成)

第10条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程又はコースを受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

第4章 出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席

(出席・早退・遅刻・欠席・特別欠席)

第 11 条 本校が定めた出席すべき日（授業、学校行事等）に始業から終業時間まで不足なく参加した場合、出席が認められる。

2 終業時間より 10 分以内に下校した場合、早退として扱われる。

3 早退が 3 回累積した場合、1 回の欠席として扱われる。

4 始業時間から 10 分以内に出席した場合、遅刻として扱われる。

5 授業に出席しない場合、または、授業開始時から 10 分以上遅れて出席した場合、欠席として扱われる。また、遅刻が 3 回累積した場合、1 回の欠席として扱われる。

6 特別欠席は、以下のいずれかの場合に該当し且つ校長の承認を経た場合に限り、必要な日数または時間数が出席として扱われる。

(1) 非常災害

(2) インフルエンザ等の隔離が必要な感染症

(3) 忌引き（3 親等以内に限る）

(4) 入学試験参加のための欠席

(5) その他、校長が特別欠席と判断したもの

第 5 章 学習の評価，課程修了の認定

（学習の評価）

第 12 条 学習の評価は、日本語教育課程又はコースの最終学期に実施する試験に基づいて行う。

2 前項の試験は、A～E までの 5 段階評価とする

5 段階評価 100 点法対比

A 90~100

B 80~89

C 70~79

D 60~69

E 0~59

3 第 2 項の評価における A,B,C,D は合格とし、E は不合格とする。

4 不合格になった場合は、補習、再発表、再提出、再試験等を課し、これに合格することで D とする。

（修了の認定）

第 13 条 日本語教育課程本校所定の日本語教育課程又はコースを受講した者には、学習の評価において在籍期間通算の出席率が 80%以上ですべての学期を通して「D」以上の成績をおさめた者において、修了証明書を授与する。

第 6 章 教員及び職員組織

（教員及び職員組織）

第 14 条 本校に、次の教員及び職員を置く。

- 一 校長
 - 二 本務等教員 3 名以上
 - 三 教員 2 名以上
 - 四 生活指導担当者 4 名以上
 - 五 事務統括責任者
 - 六 事務職員（事務統括責任者を除く。） 1 名以上
- 2 教員は非常勤とする。

第 15 条 校長は、本学の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

（主任教員）

第 16 条 本務等教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任教員を置く。

（教員会議）

第 17 条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は校長が主宰する。

第 7 章 在籍等

（在籍）

第 18 条 本校に在籍できる者は、我が国で進学することを目指す外国人等で、且つ校長が許可した者とする。

（在籍の開始時期）

第 19 条 在籍の開始時期は、進学 2 年コースは 4 月、進学 1 年 6 か月コースは 10 月とする。

（入学手続）

第 20 条 本校への入学手続は次のとおりとする

- 2 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
- 3 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する
- 4 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 25 条に定める入学検定料等の納付金及び必要な書類（募集要項参照）を添えて入学の手続をしなければならない
- 5 入学を許可された者が、正当な理由により入学を遅延する場合は、早急に本校に申し出なければならない

（転学）

第 21 条 本校 から転学を希望する者は、校長にその旨を届出て、転学先の所属長双方の合意が得られる場合は、これを認める。

2 災害などで本校が使用できない場合、学生を支援し、協定先への転学を勧める。

(退学)

第 22 条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 23 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、5 日以上休学しようとする場合はその事由及び休学の期間を記載した休学届けに診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て校長の許可を得て復学することができる。

(修了・進級・卒業の認定)

第 24 条 校長は教育課程で定められた各授業科目について第 12 条に定める学習評価を行い、出席率が 80%以上の者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は本校の所定の課程を修了した者に対して卒業証書を授与する。

第 8 章 授業料等

(授業料等)

第 25 条 日本語教育課程を受講する者は、授業料としてそれぞれ以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

進学 2 年コース (消費税込み、2 年分)	
(1) 入学検定料	20,000 円
(2) 入学金	100,000 円
(3) 授業料	1,400,000 円
(4) 施設・設備費	50,000 円
(5) 教材費	60,000 円
(6) 課外活動費	50,000 円
(7) 保険料	40,000 円
(8) 健康管理費	40,000 円

進学 1 年 6 か月コース (消費税込み、1.6 年分)	
(1) 入学検定料	20,000 円

(2) 入学金	80,000円
(3) 授業料	1,050,000円
(4) 施設・設備費	40,000円
(5) 教材費	60,000円
(6) 課外活動費	50,000円
(7) 保険料	30,000円
(8) 健康管理費	40,000円

2 コースを受講する者は、校長が定める額を納入しなければならない。

(納付金の返還)

第 26 条 日本語教育課程又はコースを中途終了する者は、特定商取引法第 49 条中途解約の規定に従って返金する。

1 入学前に辞退した場合

20,000 円を差し引いた額を学生本人又は経費支弁者に返金する

2 入学後に辞退した場合授業料、施設費、設備費の費用に関しては按分し、それ以外の費用に関しては実費で使用した分を除き返金する。その場合、5 万円又は学費の残額の 20% に相当する額のいずれか低い額を除いた金額を学生本人又は経費支弁者に返金する。

第 9 章 賞罰

(賞罰)

第 27 条 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第 28 条 基本料又は授業料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者については、校長は在籍の許可を取り消し、又は除籍することができる。

2 長期にわたり連絡がとれない者については、校長は除籍することができる。

第 10 章 健康診断

(健康診断)

第 29 条 健康診断は各コース入学後 1 か月以内に実施の後、1 年後に再度実施する。